

会議録

会 議 名	平成29年度 第2回 粕屋町国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	平成29年12月20日 (水) 19時00分～21時00分	
開 催 場 所	粕屋町役場 2階 防災会議室	
出席者氏名	委 員	公 益 代 表 本田 芳枝 木村 優子 八尋 恵治 保 険 医 代 表 中村 幹夫 林 亮子 被 保 険 者 代 表 井上 義寛 清水 一成 伴 世津子
	事務局	住 民 福 祉 部 長 安川 喜代昭 総 合 窓 口 課 長 藤川 真美 国 保 年 金 係 係 長 持丸 陽子 国 保 年 金 係 真子 和樹 健 康 づ く り 課 長 中小原 浩臣
欠 席 者 氏 名	保険医代表 箱田 博之	
会議の公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 全部非公開	
会議を公開しない理由		
傍聴人の数	0人	
会議資料の名称	平成29年度第2回粕屋町国民健康保険運営協議会議案書	
会議録署名	本田芳枝 清水一成 八尋恵治	

会議の内容

1 開会（藤川総合窓口課長）

皆様、本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまより、平成29年度第2回粕屋町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。なお、本日、町長が所要により欠席のため、副町長であります、吉武が出席いたしております。また、箱田委員より欠席のご連絡をいただいております。

まず、副町長よりご挨拶を申し上げます。

2 吉武副町長あいさつ

皆さん、こんばんは。本日は大変お忙しい中、平成29年度第2回粕屋町国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから粕屋町の国保事業にご理解とご協力いただきましてほんとうにありがとうございます。

国保制度でございますが、約50年ぶりの大改革を3月に控えましていよいよ大詰め
の段階に来ております。先月には福岡県の国民健康保険運営指針が答申されまして、その指針に沿った国保事業納付金や標準保険料の仮算定の提示がございました。

本日は、それらの数字を基に粕屋町の国民健康保険税等について、皆様にご審議をお願いいたしますが、皆様からの忌憚のないご意見をいただき、より活発な議論と国保運営に関する積極的なご助言、ご協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

最後になりますが、寒さが厳しくなっております。また、インフルエンザも流行しております。皆様のご健勝とご多幸をご祈念いたしまして、簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

ありがとうございます。

続いて、会長のあいさつを頂戴したいと思います。本田会長、よろしくお祈りします。

3 本田会長あいさつ

本田芳枝と申します。今日はよろしくをお願いいたします。議会の厚生常任委員会の委員長が、この協議会の会長ということで委嘱されておりますが、一応ここで諮問されて出た答申で議案を作成するという流れになっていきますので、議会的にはどうなのかなと思いつつ、でもすごく勉強になり、ただ一議員だと皆様のお話を聞いてするということがですけど、やっぱり気持ちが違うなということで、ま、抵抗があるところはありますが、協議会の一委員として、また、会長として一所懸命勉強させていただいて、皆さんと共に粕屋町国民健康保険運営協議会、そのまま特別会計という形でしばらく続くのか、持続可能な会計となるのか、と一緒に皆さんと会議に入りたいと思います。

今日はほんとうに寒い中、お忙しい中、大変だったと思いますが、よろしくお祈りし

ます。 ありがとうございます。

続いて事務局より本日出席の職員を、住民福祉部長の安川より紹介いたします。

4 事務局紹介（安川住民福祉部長）

5 会議公開の説明（藤川総合窓口課長）

続きまして、事務局より会議の公開について説明させていただきます。

粕屋町は、粕屋町審議会等の設置運営及び公開に関する規則により会議は原則公開となっております。会議録につきましてもホームページ等に掲載されます事、議事録作成のため録音させていただきます事、ご了承をお願いいたします。

6 傍聴人がいない旨の説明（藤川総合窓口課長）

なお、本日は、傍聴の申し出はありません。

7 協議会の成立宣言（藤川総合窓口課長）

委員定数9名のうち、8名出席により過半数に達しておりますので、粕屋町国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、本協議会が成立することを申し上げます。

続きまして、諮問を行います。

吉武副町長、本田会長、ご起立をお願いします。

8 諮問（吉武副町長が以下の諮問書を読み上げ、本田会長に手渡し。）

粕屋町国民健康保険運営協議会会長様

諮 問 書

諮問書、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく国民健康保険法の改正により、平成30年度から、都道府県が市町村とともに、国民健康保険を運営していくこととなります。

つきましては、平成30年度以降の粕屋町の国民健康保険の運営に関する下記の事項について、あらかじめ決定をする必要がありますので、貴会の意見を求めます。

記

- 1 粕屋町国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額について
以上でございます。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただいまより議事に入りたいと思いますので、これからの進行は、本田会長をお願いいたします。

9 議事録署名人の指名（本田会長）

議事に入ります前に、議事録署名人を指名いたします。

八尋 恵治様、清水 一成様、よろしくお願ひいたします。

署名人 会長 本田 芳枝 委員 八尋 恵治 委員 清水 一成

それでは、ただいまより議事に入ります。

まず、諮問事項の粕屋町国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額について、事務局より説明をお願いします。

10 議事（説明員：持丸総合窓口課国保年金係長）

それでは事務局より説明をいたします。議案書の5ページに諮問事項として内容をご載せております。こちらに記載しております案は、福岡県が11月に行いました標準保険料率と各市町村が県に納めます国保事業費納付金の仮算定の結果を踏まえて、作成したものとっております。

まず、所得割率についてですけれども、上のところに事務局として提案する改定案を載せておまして、下に参考として平成29年度現行の税率、税額を載せております。

所得割率につきましては、医療分で率を下げる代わりに、介護分と支援分の率を上げております。所得割率の全体としては、合計いたしまして11.4%となりまして、平成29年度から0.3%上がる形になります。

続きまして、被保険者一人当たりにかかります均等割額についてですけれども、医療分を減額しまして、介護分、支援分を増額しております。均等割額の合計額では、足し合わせて41,000円となりまして、現行よりも2,000円安くなります。

続いて、3の一世帯当たりに係る平等割額につきましては、医療分と支援分を増額して、介護分についてはそのままとしております。平等割額の合計額は42,000円となりまして、5,000円高くなる形になります。

次の6ページから8ページに、粕屋町の国民健康保険税条例の抜粋したものを載せております。詳しい内容につきましては、別冊の資料を基に説明させていただきます。

では、1ページから説明をさせていただきます。

まずお断りなんですけど、説明の中で保険料という言葉が出てくるんですけども、粕屋町は税方式を採用しておりますので、適宜保険料は保険税のことと読み替えていただければと思います。

それでは、まず1ページの内容ですけれども、7月の運営協議会にてご説明した内容と同じですけれども、再度説明させていただきます。国民健康保険の改革による制度の安定化ということで、都道府県と市町村の役割を説明したものとっております。

一つ目が、都道府県の役割となっております。都道府県は財政運営の責任主体となり、

安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うというふうになっています。具体的にどういふことをするかといいますと、給付費に必要な費用は全額、都道府県が市町村に交付します。また、将来的な都道府県内の保険料の負担の平準化を進めるため、市町村の標準保険料率を提示することとなっています。そして、都道府県は国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化、広域化を推進していくという内容になっております。

二つ目が、市町村の役割となります。市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、これまでどおり地域のきめ細かい事業を引き続き行うこととなっております。新たに県内で国民健康保険の資格を引き継ぐための事務が発生してきますので、一旦これまでより事務量は増える形となりますけれども、今後、事務の効率化に向けてどのような取り組みがなされるのか、町としても期待をしているところです。

下の方の図を見ていただきまして、改革後の都道府県と書いた下のところに国保運営方針とあります。これは、財政の安定化、事務の効率化、広域化を進めていくために県が指針を作成するものとなっております。時間の都合上詳しい内容は説明できませんけれども、今回お送りした資料一式の中に福岡県の運営方針の答申を参考として入れさせていただいておりますので、お時間がある時にご一読いただければと思います。

続きまして2ページに移ります。

改革後の国保財政の基本的な枠組みについてということで、国、都道府県、市町村の会計がどのようになるのかを示したものになります。市町村の特別会計の歳出のところを見ていただいて、歳出の2つの柱は、医療給付費と、県に納める納付金となります。それ以外に特定健診事業、保健事業などの費用があります。そして、左側の方が歳入になりまして、歳入の大きな柱が保険給付費等交付金（普通給付費分）と書いてありますが、これは医療給付費分を県が交付金としてくれるものになりますので、医療給付費とこの保険給付費等交付金は額が同じになるような形になります。そして、歳入のもう一つが被保険者から徴収する保険料、保険給付費分以外のその他の交付金になります。医療給付にかかる費用は、全額保険給付費等交付金で賄われますので、納付金と保健事業等に係る費用分を、保険料と医療費以外の交付金等で賄うというような仕組みに変わります。

3ページ目は、国保保険料の賦課、徴収の仕組みということで、どのような流れになるかというのを説明します。まず都道府県は、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮したうえで、市町村ごとの納付金を決定します。そして、あわせて納付金を納めるために必要な標準保険料率と、標準的な収納率を提示してきます。市町村はその標準保険料率を参考に、それぞれが保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。そして、徴収し

た保険料と各種交付金を財源として、納付金を都道府県に支払う形になります。納付金の決定時期は、国の確定係数の提示が12月末頃となりますので、年明けの1月に決定になると思います。

今回の運営協議会は、平成30年度の予算編成作業に間に合わせるために、本来であったら1月に確定した納付金の額が提示されますが、確定の納付金ではなく、県が行った仮算定の納付金見込額を用いまして諮問をさせていただいております。

4ページは納付金制度の対象範囲についてということで、納付金制度の対象となっている費用についてですが、納付金の算定に含まれていますのは、医療給付費と後期高齢者医療への現役世代からの支援金分、あと40歳から64歳までの介護納付金分、それに加えて、今後都道府県に設置される財政安定化基金の交付金補てん分と貸付金の返済分が含まれる形になります。また、納付金の算定に含まれない費用として上げられるのが、保健事業費や条例減免等にかかる費用、後は市町村の事務費などがあげられます。

5ページは激変緩和措置について載せております。平成30年度においては、全国規模で1,700億円規模の追加公費の投入が行われるため、一般的には平成30年度にかけて保険料の伸びは抑制・軽減されることとなっておりますが、新しく国保の財政運営の仕組みが変わって納付金方式の導入に伴って、一部の市町村においては被保険者の保険料負担が上昇する可能性があるということで、被保険者の保険料が急激に増加するのを回避するための、4つの激変緩和の仕組みが用意されております。

まず一つ目は市町村ごとの納付金設定の対応ということで、医療費水準や所得水準などの程度反映させるか、というのを一律ではなくて県内で調整することができることになっておりますので、激変が生じにくい反映方法を用いることができるようになっております。

そして2つ目が、都道府県繰入金による対応ということで、市町村の状況に応じて、都道府県の繰入金の財源を活用して激変緩和措置を講じることができるというのが設けられております。

そして3つ目が都道府県ごとの特例基金による対応ということで、平成30年度から35年度の期間限定で措置される分で、基金の規模が全国で300億円となっております。

そして最後に、追加激変緩和財源による対応ということで、これは当初はなかったんですけども、地方からの要請を受け、暫定措置として追加する激変緩和財源の投入がされる予定となっております。平成30年度は全国で300億円規模となっております。こちらは市町村の負担が急激に増えるのを抑えるために活用される激変緩和措置となっております。

6ページからが粕屋町の保険税率の設定にあたっての本題となってきます。

まず、税率の設定に当たっての考え方についてご説明をいたします。まず、国保制度改革によりまして、医療費は県からの交付金で全額交付されるため、保険税率を考える際には、今までは医療費の伸びに対して保険税率がどうかというのを考えなければいけなかったんですけれども、医療費の伸びがどうなるかということは考慮しなくていいということになります。医療費の伸びについては、県が各市町村に納付金を算定する際に考慮されているため、納付金分が保険税で収納できれば、医療費分の支払いについてはなにも心配する必要はありません。そして、一度確定した納付金については、例え医療費が増えたからといって、年度途中で金額の変更がありませんので、その年度に設定された納付金分を収納できれば、会計としてはトントンになるという形になります。そのため、税率・税額の設定に当たりましては、納付金を支払うために保険税をいくら集める必要があるか、という観点で考えていく必要があるということになります。そして、都道府県は、納付金分を保険税で集めるためには、どのような税率を設定して、どの程度の収納率になればいいかということで、標準保険料率を提示することになっています。ただ、各市町村はその通りに設定しなければならないわけではなくて、それを参考にそれぞれで保険税率を設定するというようになります。

福岡県の仮算定の結果を表にしたものを6ページの下の方に載せております。これは国が示した仮係数に基づいて、福岡県が一般被保険者分と退職被保険者分があるんですけれども、一般被保険者分の試算を行ったもので、こちらは仮算定になりますので、今後変動するものであることをご了承ください。仮算定の結果でいきますと、一般被保険者分として納めるべき納付金の金額が一番下の計のところで、1,107,056,829円となっております。県の説明会でこの試算が出た際に、注意事項として言われたことがありまして、納付金の算定時に使用する所得データが実際よりも高い金額で設定されているため、標準保険料率が低めに算出されるということが判明しており、標準保険料率で税率を設定しても、実際は所得が低いいため、納付金分が収納できないということになる、ということで注意を言われました。実際の保険税率を適切に設定するためには、納付金の金額から逆算して、県が出した標準保険料率よりも高めの保険税率を設定する必要があるということになります。今回仮算定結果が出たのは一般被保険者分だけになっておりますので、退職者分の納付金についてはまだ仮算定が終わっておりませんので、町の方で推計した退職者分の納付金額を見込みまして検討を行うこととなります。

続いて7ページは糟屋地区の平成29年度の税率・税額の一覧となっております。この中で宇美町と新宮町は、所得割以外に資産割というがある4方式をとっております。また久山町は平等割がない2方式ということなので、単純に比較というのが難しいんですけれども、粕屋町は所得割の率でいけば地区内で高いほうから5番目、均等割、平等

割の合計額で見ますと、高いほうから3番目という形になっております。これが平成29年度の糟屋地区の現状ということになります。

続いて8ページをお願いいたします。こちらは差し替え分の資料でご覧いただければと思います。国保事業費納付金ですけれども、こちらは先ほど県の仮算定結果一般分と申し上げた分と退職者分の見込を合わせまして、合計で1,111,056,829円となっております。また、この納付金の中に含まれてないものの歳出として費用が必要なものとして、保険税で集める保険事業分等ということで7,210万円あります。これは、内容としては保健事業分や葬祭費、出産育児一時金などの費用となります。この納付金と保険事業分等が歳出に当たるものになります。下の段がその費用の財源として、何がいくら必要なのかという内訳を書いたものになります。こちらは納付金とその保険税で集める保健事業分の全体の費用を賄うために、保険税で集める分と市町村向けの交付金を合わせて、この分を賄うというような形になります。納付金と保健事業分の費用を足し合わせたところから、市町村向けの公費である①番から④番の公費を除いたところが保険税で集める必要がある額となりますので、その額が計算しまして799,165,000円となります。そこから、保険税で集める額から滞納分である過年度分の保険税の収入見込額を差し引いて、現年度の保険税として集める金額が導き出されまして、額が721,771,000円というのが導き出されます。この金額を目指して、この金額を集めるためにどのように保険税率を設定すればいいかということで、今回試算を行っております。

9ページに保険税率・額の改定案について載せております。

まず、表の中の平成29年度が現在の保険税率・額となります。29年度の隣が福岡県の仮算定の結果、そのものを載せております。増減のところに平成29年度との比較を載せています。そして、その横にA案・B案・C案と書いております。仮算定の結果を基に、これまで長らく千円単位で均等割・平等割額を設定しておりましたので、均等割・平等割を千円単位に設定したAからCの3つの案で、それぞれ試算を行っております。まずA案ですけれども、県が提示する仮算定結果の率はそのままに、均等割・平等割の千円未満を四捨五入して設定しております。続いてB案ですけれども、B案が今回諮問事項のところで説明させていただいた、事務局として提案している案になりますけれども、所得割率を小数点以下第1位までにして、所得割率の合計、一番下のところを見ていただくと分かるんですけども、医療、支援、介護を足し合わせた全体の率で大幅に変動がないように、0.3%程度上がるようにバランスを取ったものになります。そして、均等割・平等割も仮算定結果に近いところで前後1,000円程度の設定をしております。そしてC案が、所得割率はB案と同じ率で、均等割額・平等割額を県の仮算定結果をすべて千円未満切り上げにして設定したのとなっております。AからCに行く

につれて保険税の金額としては上がっていきます。

続いて10ページは賦課方式と賦課割合についての説明となります。県が納付金や標準保険料率の算定に関する基準を定めました国保運営方針により、以下のことが決まっております。

まず、標準的な算定方法は3方式ということで、所得割・均等割・平等割の3つを算定の根拠にするということになります。そして均等割と平等割の比率は6対4とするということで、均等割を少し多めにというような数字になっております。応益割と応能割について、応益割は均等割と平等割、応能割は所得割と資産割です。資産割はあるところとないところとこれまででありましたけれども、今後は所得割のみになりますので、応能割の比率は国の示す係数ベータとするということで、現試算段階では福岡県の係数は0.8となっておりますので、応益割の方がやや多い割合で設定されるような形になります。そして、賦課限度額については国の政令基準とするということで、平成29年度は医療分が54万、支援分が19万、介護分が16万ということで合計89万円となっております。ただこちらは、平成30年度は医療分だけが4万上がる予定になっておりまして、医療分が58万円、介護と支援を合わせて合計93万円になる見込みとなっております。下の表は福岡県の平均と、粕屋町の28年度の実績、試算の結果で、どのよう割合になったかというのを示したものになります。福岡県の平均と比較しまして、粕屋町の平成28年度は応能割の割合は高くなっております。所得に応じてかかる分が多いということは、所得水準が県内で高いということが影響している部分もあるかもしれませんが、AからCの試算では少しですが応能割の割合を減らすことができます。一般的に言われていることとして、均等割、平等割の応益割分が高くなると、低所得者や子どもさんの世帯などへの税負担が大きくなる傾向にあります。

続いて11ページをお願いいたします。こちらは平成29年度11月末時点の世帯所得の分布と、軽減世帯の割合ということで載せております。世帯総数5,376世帯のうち、約55%に当たる2,940世帯が所得100万以下となっております。次に多い所得、101万から200万までの世帯1,164世帯を足しますと、全体の約76%が所得200万円以下となります。所得100万円というのは、給与収入でいえば年間約167万円、月額になおすと約14万程度になります。所得200万は、給与収入でいえば、年間約311万円、月額で約26万円程度の収入となります。そして、右の方に円グラフを載せている分がありますがけれども、こちらは均等割・平等割の軽減世帯の割合ですけれども、3分の1が7割軽減となっております。この7割軽減の世帯は、世帯の人数にかかわらず所得が33万以下の世帯となっております。ですので、全体の3分の1が所得33万以下の世帯という形になります。5割、2割軽減の世帯については、

世帯員の人数によって軽減判定所得が変わってきますけれども、何らかの軽減がかかっている人は、全体の62%、何も軽減がかかっていないのが38%になります。これを見ていただいで分かりますように、国保の被保険者は低所得の世帯がかなり多いということが分かると思います。

続いて12ページをお願いいたします。A案、B案、C案の収入階層別・世帯構成別のモデル保険というのを、試算結果を載せております。

まず、1番ですけれども、1番は35歳の夫婦と子ども2人の4人家族の設定です。妻の収入はなしということで計算しております。2のパターンが、2は70歳夫婦、夫は年金収入のみ、妻は収入なしと書いてありますけど、年金生活、一般的な夫婦という形になります。そして3番目が、60歳単身世帯と書いてありますけれども、こちらは介護分がかかる年齢、40から64歳の単身世帯がどうなるかということを見ていただくためにモデルとして提示しております。この計算に当たりまして、低所得者に対する税負担の軽減制度の7割軽減、5割軽減、2割軽減の制度がありますので、この制度を適用させた上で計算結果を載せております。

まず、A案ですけれども、所得割率と均等割が下がるため、全体的に下がります。介護分がある3のパターンでは、所得が少ない方は若干増えるところもありますけれども、所得が高くなるにつれて、下がり幅が大きくなります。

世帯員が多い1のパターンでは、一人あたりの均等割が安くなるためにどの所得階層でも安くなる結果になります。2の年金生活の夫婦のパターンでは、年金収入242万あたりから増額に転じますけれども、年金収入361万の世帯でも増え幅は、年額で1,000円の上昇にとどまるような形になります。3つ目の介護分がある単身世帯は、どの所得階層でも上がる形になります。所得33万以下の世帯で年間900円、所得192万の階層で年間で7,700円程度の増ということになります。

最後に、14ページにC案の試算の結果を載せておりますけれども、やはり1の世帯員が多いパターンは、所得が上がっても保険税が下がります。2のパターンは、所得33万以下は変わりませんが、あとは少しずつ上がります。そして3のパターンでは、すべての所得階層で上がる形になります。所得33万以下の人で年額1,500円、192万になると年額9,700円、所得600万の人で年額21,900円、増額になるというような計算になります。

続いて15ページは一人当たり調定額と一世帯当たり調定額の推移になります。上が調定額になりますけれども、平成23年度から平成29年度まで、全く税率、税額の改定があっておりませんが、一人当たり調定額は上昇する傾向にあります。これは、所得の変化や賦課限度額の上昇が影響しているためと考えられます。平成26年度に一人当

たり調定額が少し下がっている時があるんですけども、この年はそれまで5割軽減の対象でなかった単身世帯に軽減が適用されるように変わったため、軽減の対象の方が増えたためではないかなと考えられます。右の方にA・B・Cの試算による結果の方を載せております。B案でいきますと、29年度と比較しまして約一人当たり1,000円程度調定額が上がるような形になります。下のグラフが一世帯当りの調定額になります。一世帯当たり調定額は減少しておりますが、こちらは単身者の増加によるものではないかと考えられます。試算しましたA・B・Cを右側に載せておりますが、B案でいきますと平成29年度と比較して約1,500円程度上がる見込みになります。

続いて、最後に16ページですけれども、こちらは、各試算による収納見込額と保険料で集めるべき必要額との差額をまとめた表になります。同じ条件で比較するため、平成29年度の11月末時点での被保険者の所得データをもとに、被保険者数が減少するという見込みで、平成30年度を試算しております。調定見込額に目標収納率をかけて収納見込額を算出しております。まず、一番上の現行税率では1,000万、一番右のところが必要額との差額になっております。黒三角で書いてあるところが不足するということとなりますので、現行税率では1,000万程度の不足が見込まれる結果となりました。次の下の段に書いてあります県の仮算定結果による試算は、目標収納率ではなく県が設定した標準収納率92.95%をかけて算出しましたが、必要額には約3,300万円も足りない形となります。また、これは県の標準収納率をかけて出しているんですけども、そうではなくて、粕屋町の目標収納率、下の方に94.5とか94.99と書いてあるんですけども、そちらをかけて計算した結果でも、約2,100万円の不足となります。試算の結果、保険税で収納すべき721,770,829円を収納できるのは、A・B・Cの案でいけば、C案しかありませんでした。本来なら、C案を改定案として提案すべきであろうと思いますが、C案とB案の収納見込額の差額は約453万円となっております。この数百万という単位は、県からの特別交付金などで簡単に増減されてしまう金額になってしまうので、今年度はなるべく被保険者の負担が大きくなるように、B案で保険税の改定を行いたいというふうに考えております。また、1月に入ってから納付金の確定金額が出る予定となっておりますが、今回試算に用いた納付金見込額と変わってくる可能性があります。しかし、その変動分のために生じた差額については、翌年度の税率改定の際に、その差を含めて検討することと、させていただきたいというふうに考えております。

以上で、諮問事項についての事務局からの説明を終わります。

会長：はい、結構長い内容で、ここで多くの質問ができるようにお願いします。どんなことでもいいので、よろしくお願いします。

質問・意見等

会長：県がですね、目標収納率を決めて計算する。だいたい今、粕屋町は94%になっていますよね。だからそれを見て、今の粕屋町の収納率を見て、目標収納率を決められるのか？

事務局：これまでの、過去の、今年も見て少しずつ上がっていますので、今年どおりとか去年どおりじゃなくて、ちょっと上でも頑張れば実現できそうな収納率というのを設定させていただいて、それが94.5%、一般分で、退職分は99%ということで、現実には94.5%ちょっとぐらいなんですよ、今のところ。だから5まではいっていないんですけど、30年度はここに到達するよう頑張って、94.5%収納できるという前提で税収額を見込んでいます。だからこれを落ちるとそれだけでも赤字の原因になる、ということですよ。

会長：粕屋町も徐々にですね、ここ10年ぐらいは収納課ができたことがあるけれども、皆さんの努力で上がっているからですね。

八尋委員：簡単な質問ですが、まず賦課の時期ですね。今6月の本算定で、納付回数で10回。今納めてある方にとって不合理が発生するかどうかのことで、こういう質問をさせていただいているんですけど、賦課時期と納付回数が今後変わるのかということが一点、それから今説明された中で、2ページのところに、一番下に特定健診が全体の2/3というのが括弧書きで左側の歳入で書いてあって、右側の歳出で特定健診費用、保健事業と書いてありますけれども、差し替えの中に、保険税で集める保健事業分等72,100千円とありますが、これは2/3が国から補助があって、1/3を歳出の方が72,100万なのか、分からなかったのが2番目です。

会長：一つ一つ進めさせていただきます。納付時期、今は6月に閉めてあるのかな？

事務局：今は6月の算定で、6月から3月の10回払いで納付していただいている。

八尋委員：変わるの、変わらないの？

事務局：それは変わらない。予定ですか、変えることは検討していない。今と同じ10回で。

会長：検討してというか、変えられる可能性もあるわけ。よそは変えたりしてある？

事務局：7月に本算定している市町村もあります。そうなる则ち一回あたりの金額が大きくなってしまうので、町の所得の把握が大体5月末で終わりますので、6月に本算定を行って、なるべく多い回数で納めていただけるように、10回ということで粕屋町は設

定しています。

八尋委員：県がこういうふうにしなさいとの指示は。

事務局：県からの指示はなにもないです。

会長：では次の、特定健診の2/3という質問について。

事務局：歳入の方の特定健診の2/3というのが、特定健診にかかる費用のうちの2/3は補助金として入ります。ただ、1/3は市町村の財源であるということで、保険料から賄うような形になります。

会長：一般会計ではないですね。

事務局：一般会計ではないです。特別会計の中で、被保険者から徴収した保険税等で賄うということになります。8ページのこの保険税で集める保健事業分等には、特定健診の費用やそれ以外の保健事業費、葬祭費だとか出産育児一時金なども含めております。その全体からその市町村向け公費として、その他のところにいろんな公費で入ってくるもの、出産育児一時金については一般会計から繰り入れの分もありますので、他のところから入ってくるお金を全部市町村向け公費のところ、引いたところを保険税で集めましょうという形になります。

会長：今の説明でよろしいですか。

八尋委員：はい。

八尋委員：10ページの右上の方に、応能割、応益割合、説明されたように50%、50%でいきないというのが、目安だろうと思うんですけども、応益割合の方が均等割35、平等割15となっていますよね、ただ、左の方の2番目のところには、均等割と平等割の比率は6:4と書いてあるんですけど、これ7:3では。

事務局：右側ですね。参考として国が定めている3方式における標準割合ですので、国の基準になります。ただ、県が今回国保の運営方針、県内の統一の方針として選んだのは、均等割と平等割の比率が6:4ということで、おそらく県内の平均がだいたいそこらへんになっているからだと思います。

八尋委員：国と県との方針の違い。

事務局：若干、差があります。ただ、国の割合もこうしないといけないというわけではなくて、あくまでも金額を決めるときの基準として提示されているものになる。

八尋委員：粕屋町としては県がいうように6：4に。

事務局：そうですね、そこに近づけていくような形にしないと、今後県で保険料を統一しますよというふうになったときに、急激な変動が生じる可能性がありますので、なるべく県の標準に近づけていくような形で変えていかないといけないかなど。

八尋委員：応能と応益割合は1：1。

事務局：若干、応益割合が多い。

八尋委員：1：0.8？

事務局：福岡県が全国的に見て所得水準が若干低いということなんですけどね。それで1じゃなくて、平均よりも低いので0.8になっています。

八尋委員：55：45ぐらい。

事務局：そうですね。

八尋委員：資料の説明は分かりました。今日こうやって諮問を出されたんですけれども、税率は議会で承認するかどうか、3月議会で。今ここで諮問に対し答申を出すということは、もう一度会議をされるわけではないんですね。新しい係数が出て、納付金が出るけれども、もう一回運協を開いて率をもう一回するかどうか。

事務局：1月にしかできませんので、その時期には議会の準備も整っておかないといけないので、確定係数が出てまた数字をさわっていると3月議会に間に合わなくなってしまいますので、30年度はこの仮係数で議会上程したいと思っております。そこで出る差異については、31年度の方に加味して、もし赤字になるならその分少し補填できるような税率に設定して、黒字になるなら少し税率を下げることも検討できるかと思っておりますので、翌年度で調整するという形で、国保会計内で毎年調整をしながらやっていると考えています。だから毎年の流れとして1月の確定係数まで待たなくて、仮係数の提示で税率は確定する。予算に関しては、この数字を基に作っていますので、納付金なんかがもし増額とかになった時には、補正で対応していこうかなど。税率はそのままで、予算については補正対応で、今考えています。

会長：福岡県全体でね。議会对策もあるだろうから、1月より前に出されたらいいのに、それは事務の都合なのかな。

事務局：国が数字を出すのが遅いんですよ。12月末じゃないと。数字を県がもらって、市町村分を出して、それを市町村がもらって。時期的に間に合わないですね。

八尋委員：だから答申が責任があるということ。今日、答申を出すにしても。

会長：だから仮算定で答申を出しますよね。県としては1月に確定した分を出しますよね。それとうまくマッチすればいいけど。

事務局：来年度は初年度なので、県としてはそんなに違わない数字で出してるつもりだと思うんですけども、実際のところはやってみないと分からないところがあるんです。初年度なので多少の変動はもしかしたらあるかもしれないですね。ただ、これからも毎年続いていくことなので、少しずつ調整しながらですね、適正な数字が仮係数でも出てくるように、少しずついい方向にもっていきはざだと思えます。それと標準保険税率、少な目に出てますとお話しさせていただきましたけど、それも、県の方で毎年調整しながら少しずつ精度を向上させて、適正な金額が出るようにしていきたいという話を説明会ではあっております。

八尋委員：自分ばかり話をして申し訳ないけど、結局は議会のときに否決されることはあるんです。とてつもない数字。結局、これから言えばB案は60歳、70歳当たりがプラス、税金上がりますよね。だから何てことするんだということで議会の国民健康保険の被保険者から目にふれたら、老人いじめじゃないかといって否決くろうおそれがあるから、また、職員さんたちが窓口に立った時に、B案でいこうというB案の根拠が僕から見たら薄いような気がするんですけど。B案でいきたい根拠がね。県が出した数字があつて粕屋町はB案でといつてあるが、毎年B案で今からの何年を見据えたB案なのか、単年でB案なのか、ということがまず一つ。もう一つ言うならば、県の方がこれだけ数字を出してきているんだから、これは県のとおりにも私どもは賦課をさせていただいておりますと、そういう答弁になった方が職員さんは楽と思えます。そしたら逆算したら納めるべき金額、滞納金額の77,394千円は見込みですけども、結局721,771千円を集められないかんですね。尻は今の仮算定で県から出してきたものを、ほかのはだいたい見込みでできる数字で、おそらくこの金額を出さないかんというなら、先ほど言った応能と応益の割合で粕屋町のシステムの中にこれを投げ込んだら、おのずと率と均等割りはいくらにしなさい、平等割はいくらにしなさい、ということが出ないの。尻の数字は出ているんだから、あと被保険者数とか、所帯数、今ここに挙がっている見込みの金額を入れていったら、どれくらいの応能・応益、55：45にして、45の中身も6：4にしてということでしょう。大体数字が出ているからシミュレーションで出しとって、コン

ピュターで出てきた数字と見比べる方が早いような気がする。考えてあるB案がどこまで根拠があって言っているのか、分からないですね。一所懸命作られた資料を文句言う必要はないんですけど。

会長：今の八尋委員の質問はですね、根底になる考え方が理解しにくいと。

八尋委員：A案、B案、C案と聞かれて分かりましたか。

会長：なるだけ負担がかからないようにというところで、B案とあってあるのかなと思うけれども、八尋委員の言い方だと、仮算定でしておけば確定した数字、その差が出たとしてもそれは県の責任だから。

八尋委員：シミュレーションの中に、システムに投げ込めば、だいたい集められないかん金額と、今言った数字を入れたら、どれくらいの均等割で、どのくらいの平等割で、どのくらいの所得割でというのは、システムの中で出るんじゃないかと思う。

事務局：一番最初ですね。今提示している税率に関してどのくらいのスパンですか、というお話については、基本的には毎年、毎年県が出してきますので、毎年見直しをします。それから県のとおりにしたほうがいいんじゃないかというお話がありました。その分についてはですね、今年の夏ぐらいまでは、県もそんな風に言っていたんです。県の言うとおりにしておけば納付金が賄えるだけの税率になるので、そういう風にしてもらえばそれで大丈夫です、というのが夏ぐらいまではその話だったんですけども、県の方が試算をするとですね、どうしても低めに出てしまうと。それを修正することが今のところできていないので、ですからその対応策として必要額から逆算してくださいというお話に変わっていきました。ですから必要額から逆算してどれだけの税率と、均等割とかの額が必要になるかというのを逆算して出したのが、3種類の案になります。それから応益と応能割が県が指示している額で試算すれば、という話だったんですけども、県として出したのも県の平均で出しているんですよ。ただ市町村によってはですね、糟屋地区とか福岡市とかの所得の割合と、あと違う地区、所得の低い地区とは所得の割合が基本的に違ってきます。それと世帯構成もですね、たくさん子沢山の家がたくさんある町とか、粕屋町は平均して2人はいないんですけど、そういうふうに単身の世帯が多いところとか、そういう町としての特性があるので、そこは町の特性に応じて、自由というかある程度、県の言った数字どおりにする必要はありませんよというお話がありました。そこでですね、所得階層の表11ページですね。11ページを見て、横向きになっている棒グラフですね。説明の時にも申し上げましたけれども、200万以下が76%を超えていますという現状において、低所得ということもありますし、ほとんどの世帯がここに入るといってもあって、ここの階層にとって厳しい状態にならないような設定の仕方をしたいということ念頭に置きながら、税率、所得割と均等割、平等割を、

県で設定してくる水準を参考にしながら、その前後です、調整しながら千円単位で設定させていただいたという形になります。

会長：この階層、若い世帯と置いていたら、ここはその高齢者だったらどうなの。

事務局：B案で確かに収入で242万になると100円上がってますよね。次の312万の収入になると600円という形になり、その下は1,000円。年額で考えていただいて100円を一月あたりに割ると12で割ることになるんですけど、一月10円ぐらいの負担が増えるということで、今の水準と比べた表がありましたよね、16ページ29年度です。現行の保険税で計算しても2,000万円足りないということなので、今回の国の制度改正の大きな目的である国保会計の自立のためにはどうしてもやっぱりここを0に、限りなく0に近づけていきたいというのがあります。そうしないと赤字になるので、その赤字分はどうするかという話になってきますので、そのために0に近づけたいというのがあって、B案とC案ぐらいがちょうど0に近いんですね。ほんとの話でいくとうちとしてはC案でいかせていただければ赤字にはならない、これでいって170万ぐらいのプラスなんですけど、ただ交付金とか補助金とかの変動範囲内ですので、それで考えるとB案でもちょうどトントンぐらいに近づく可能性もありますので、負担が増えることよりもB案ぐらいで負担増を抑えさせていただいて、それで今の試算では赤字ではありますが、このぐらいならなんとかなるんじゃないかということで、C案ではなくてうちとしてもB案でいかせていただきたい、ということで提案させていただいております。

八尋委員：ちょっと言わせていただくと、9ページにも書いてあるB案を見てもらったら分かるように、一番下ですね。均等割は2,000円下げて、平等割を5,000円上げてですね。ということは、人数が多いところの世帯の方は所得がかわらなければ当然、人数が多いところでも保険税は下がるんですよ。ただ、平等割を上げているということは、単身世帯の方はあきらかに1人で5,000円増えているわけだから、それを何でそうしたのか、町民の人から窓口怒鳴り上げられたとき、あなたたちは何を答えるのと僕は言いたい。簡単に言えばですね。

事務局：平等割は5,000円上がるんですけど、均等割は2,000円下がるので全体では3,000円上がる。

八尋委員：結局、上がっていますよね。ここのシミュレーションの13ページの3番の60歳単身は全部上がっていますよね。100円という言い方はしないほうがいい。100円でも200円でも上がりは上がりなのだから。

事務局：現行です、マイナス1,000万出るという試算が出てますので、どうしても現行より少し上げないとイケない。それを平等に皆上げるようにするのか、低所得者に

着目してそこをあまり上げなくてすむ、むしろ下がるように設定するためにはどこかを上げないといけないということになるので。

八尋委員：それで応能と応益はクリアーするの。2,000円下げて5,000円、平等割を上げようけど。じゃあ、県が言う6：4。応能、応益、右側の均等、平等、6：4に近づけ、うちは。

会長：今はどうなの。

八尋委員：それが16ページに試算表があるけど、足して割らないかんから僕はしていないけど。現状が均等割と平等割がうちがそうになってないから、県が言うように6：4に近づけるために2,000円を均等割下げて、平等割を5,000円上げたという説明なら、納得できる部分があるけれども、課長が一所懸命言っているけど、B案で試算して収納見込み額が7億1,800万、今年の6月の決算の歳入決算、国民健康保険税は28年度決算見込みでいくと8億4,000万、ここで上げてあるのは7億2,000万やね。歳入保険税見込みは8億4,000万、28年度の決算見込みだよ。1億2,000万ぐらいの差があるのに税率を今上げているのに何で調定額が下がるのかわからない。

事務局：被保険者数が大幅に今減っておりまして、今でも8,000人程度、年間でかなりの人数が、入ってくる人数よりも後期高齢の方に移行する人数の方が多いということで、かなり減少してきているので、毎月その調定額が下がったりしているような状況になっています。

八尋委員：今回11月末に、11ページに書いてある5,376世帯というのは減った状態？

事務局：これは所得の把握状況を載せたものなので、5,376世帯あるわけではなくって、今年度出たり入ったりされた方まで含めて所得を出したものになります。

八尋委員：県が試算しているこの所得の把握の時点は、いつ時点のデータ。

事務局：4月1日の。

八尋委員：ここシミュレーション出しているのは11月末。

事務局：11月末です。

八尋委員：当然、所得も変わるしね。

事務局：所得の把握状況がかなり違います。

八尋委員：県の試算、あまり期待せん方がいいね。

事務局：所得データが正確にとれていないために低い税率で出るということです。

八尋委員：それは分かる。最終的に 721,771 千円、これをどう導き出すかというのが、皆の、ここの運協委員さんもそうやけど、町民の人が納得できるような説明になつとかなと、まず議会の方が通らんやろうと思うよね。自分たちがはいB案でいいですよ、と簡単に言ってもいいかもしれんけど、そのB案の整合性というものをもう一回検証するなり、自分ばっかりしゃべって申し訳ないけど、根拠が事務局が答えられたとでいいかどうかというのが、ちょっと心配するところではあるんですよ。それが県の出してきた数字に基づいて、これは応益、応能は何対何、これは何対何、被保険者数はどれくらいであるということで見込んだらこうなります、というような説明の方が自分としては事務局も負担が減って、説明もしやすく、来年度以降も、また、来年もこういう案を作られるより、コンピューターが出してきた数字で出したほうが皆さん、はい分かりましたと、こうなっているんですねと、見込み数字はわからんかもしれんけど、全体で納められないかん金額は、シミュレーションできたら、そういうふうに機械に入れてした方が早いのかなと思いましたが、長くなりましたけど。

事務局：福岡県としては何対何というのが出ているんですけども、粕屋町が何対何が望ましいかっていうのを、県が出しているわけではないので、県が出しているものを参考にしながらそれに近い数字で出させていただいています。あとは千円単位で。

八尋委員：その言い方はいかんよ。県と市町村合同でしょっちゃん。県の考え方とあくまで市町村の考え方は一緒にしとかないかんよ。

会長：逆にですね、今の段階である程度自治体の独自性を確保しながら全体の水準をできるだけ、先で、何年間かけて県の方に統一しようという流れなので。

八尋委員：均一課税というのが原則ですよ。何年後か、3年後か6年後か統一。

事務局：まだまだ先、中長期的に統一。

会長：この県算定の結果で 3,300 万もマイナス、これがよくわからない。あたりまえに出してよといたい。

清水委員：県の仮算定に関しまして、標準収納率が低いんですよ。これを出すときにな

ぜ粕屋町の利率を持ってこなかったのか、これが一点。それからA案・B案・C案ありますけれども、私の考えといたしましてはやはりB案が。所得すべてに関して4人家族の場合も下がってますよね。A案に関しましてはどうしても小額の所得の方が減額する金額が高いですよね。このあたりを見ましたらB案がある程度ありかなど。ただ気になりますのは先ほど言われてましたように、60歳単身世帯の600万もいただいている、だからいいかという考え方もあろうかと、ここはちょっとあまりにも金額が大きいかかと。19,000円上がる。現状600万もらっている人に対して、考え方がどうかなどというのがあります。後は、この辺りで見るとやはり子育てを頑張っている世帯、この辺りが均一的に下がるのは、ある程度高額所得の人にはちょっとご負担をお願いするという考え方、個人的にはそこがいいのかなど。

会長：ほかに。

事務局：収納率、県の方の設定なんですけど。県の運営指針の方に、収納率の設定方法は実績の収納率の小数点以下第2位までを設定するというのと、上限値については保険者努力支援制度における評価指標とされた全自治体、上位5割に当たる収納率で設定するという事になっています。で、県全体の収納率というのは粕屋町では把握できないので。

会長：できないんですか。できないの。

事務局：そうですね。県の方で集約してる分になりますので。

会長：郡内では出てるじゃないですか、いつも。

事務局：できないことはないですね。その気になればできるかも知れませんが。県の方で、上位5割に当たる収納率というのが一つあるんですね。それで、先ほど言った実績収納率とその上位5割の収納率、その低い方を選択するという事で、その低い数字が92.何%。収納率としてはですね、低いほうで設定してもらった方が、あまり低いと税率が高くなるんですね。なので、(試算上の)収納率が低いと集める税金を高い率でもってこないといけなくなるので、粕屋町で出すときはこの収納率を使わずに、粕屋町としての目標収納率94.5%を持ってきて、そこで試算をさせていただいています。

会長：ほかに。先生方いかがですか。

中村委員：ちょっと細かい話で。特定健診のところ。最初、特定健診が導入されたときに交付税、これに市町村別に、その受診率によって差をつけるという話が出ていたと思うんですけど。あれは介護保険料の方なのか。こちらの国保のほうなのか。といった

ものは今ではこれでは消えてしまったのか。

会長：特定健診の優遇措置ですか。

中村委員：いえ、各市町村の特定健診の受診率によって。

八尋委員：調整交付金。調整交付金の中で収納率とか今言っているのが、反映をしているのか、させられようのかということ。

事務局：調整交付金も内容は県からくる交付金になりますけれども、あります。引き続きありますし、新しくですね、保険者努力支援制度という補助金ができまして、この中には特定健診の受診率であるとか、保健指導を実施して、どのように保険者が努力して改善していったかというのを視点にですね、ポイントをとって、全国で何ポイントとったかによって保険者努力支援制度の交付金が按分されて交付されるような形になります。

中村委員：2ページのこの7番、右の括弧枠の中の7番が歳入の分で入ってくる。引き続き特定健診の受診率とかは上げていかないといけないということになるわけですね。

事務局：如何に上げていくかで、その交付金がどれだけ入ってくるというのにかかってくるので、努力しないといけないところですよ。

事務局：結構範囲が多岐にわたって、特定健診の受診率もあるし、収納率の向上もあるし、そういうの全部インセンティブということで、どれだけ上がったかというのをポイント制にして、それを全国の市町村で比べていって、大枠の額があるのでそれを配分していくという形なので、頑張っただけ交付金がちょっとずつ増えていく方向にはあると、ただ、どこの市町村ももちろん頑張ってくるとお思いますので、そこよりももうちょっと頑張っていかななくてはいけない。

会長：今、もう40%近いんじゃないですか、特定健診。

事務局：28年度が40%ちょうどになりました。

会長：国は、なんか60と言ってますよね。

事務局：目標がですね。ただ、どこの市町村も目標に入っていない。

八尋委員：大雑把な言い方かもしれんけど、B案じゃなくて僕だったらA案。3300

万円不足するかもしれんけど、あくまで今この試算の段階であって、戸原に倉庫が建ち始めていますよね。今度酒殿も区画整理事業してるし、そうなれば所得の上がる人が増えるかもしれませんよね。また、マイナスになった時は、県からの借り入れが起こせるでしょ。国保の分で。そうでしょ。

事務局：借り入れしても、結局は3年間で返還しないとイケない。

八尋委員：それは返還するでしょうが。最初からよその市町村はわからんよ。よその市町村のやり方は分からないが、粕屋町さん何で高めに設定されていると言われるより、A案でいけば全部ほとんどの人がマイナスでいいじゃない。ね。よその市町村から、志免町はこうなのに粕屋町だけなぜこんなに上がっているのなど、そういうことでいつも窓口で怒られていた経験もあります。福岡市とかね、転入して来られた、宇美町から転入して来られた、何で粕屋町こんなに高いのと言われていました。これでも一応こうして県の見通しどおりして試算でこれだけ安くしとります。と言うとって、初年度赤字になった分は、赤字は次に、今、繰上充用しているみたいに、次の年に持ち越しとってその分を解消するために来年度の目標の時にどうしましょうと。今時期的に難しいじゃない、決めるのが。来年はもうちょっと決めやすくなるじゃない。そこまで延べるという手もあるんじゃないかな。ですからA案で一回いれとって、被保険者の人からしてみたら初年度あれだけ下がって、2年目はえらい上がったねと言われるのを覚悟で。なぜやりに言い方かもしれないが、それだけB案に根拠性が見受けられんもん。乱暴な言い方で申し訳ないが、そういう考え方もあっていいのかなと、これは意見です。

会長：行政の担当者としては、できるだけ赤字が出ない方がいいという。

事務局：赤字をつくらないということと、あと年どしの、急に上がる年があるとか、それを回避したい。保険税を下げると、補填するためにその分まで翌年上乘せしなければいけないので、そこでドンと上げるよりは、なだらかな形で上下させていくということの方が。一番最初の今年が一番大変な年だと思うんですね。今年一回、県の分にある程度割合的なものを合わせて設定ができれば、後は微調整の税額の変更でよくなると思うので、町民の皆様にとってもあんまり変わらない方がいいと思います。急に変わることの方が負担が大きいのかなと思います。

会長：八尋委員の言い方は、今年から来年にかけて変わるじゃないですか、今のB案で。

八尋委員：今、確定したものがない中で私たち決め付けようとしているじゃないですか。ここで試算で3,300万出とうけれども、変更要素なんて一杯、まだ所得があれするかもしれんし、実際何人か入ってきんしゃあかもしれんし、また出んしゃあかもしれんし、全部シミュレーションの中でしているし、この保険税の滞納分を7,700万としているけ

ど、ひよっとしたら 9,000 万ぐらい滞納分が入ってくるかもしれん。

会長：滞納分。7,700 万は今までの滞納分。28 年度実績見たら 9,100 万ほど入ってますね。被保険者数は減るけれども、滞納分がまだ上がってくれば、縮まってきますね。

事務局：滞納分はですね、ここ数年の収納額はだんだん下がっている。収納課ができたときはドンと入っているんですけど、滞納分自体が縮小していってますので、そんなに伸びはない、というようなことを考えて設定した数字です。

八尋委員：見通しを明るくもって、皆さんが税金が減るように。

会長：収納課はすごく頑張って、だから元々が少なくなっています。

事務局：そんなに入るとは。そういうところも見込んでの滞納額。それでもやっぱり現実と変わる可能性はあります。予測ではあるので。何となくその額というんじゃなくて、過去の収納額の推移等も見て、その数字を設定しています。

会長：率を出すのは難しいだろうなと思います。でも一応ある程度ここで皆さんと話しをして出さないといけないので。何でも言ってもらったほうがいいですよ。伴さんのほうから。何でもいいですよ。

伴委員：何でもいいですか。ただ、年によって変動するのはあまりよくないなと思うんですね。だから堅実な考え方。来年は土地が動いたりなんかして収入が増えるだろうから、もうちょっと高く入るんじゃないかという見込みは、あまり冒険はしない方がいいかなと思います。さっきちょっと開発されて。

八尋委員：冗談で言いよう。

伴委員：こういうことは堅実にあまり冒険しないで、今を見つめていった方がいいかなと思いました。

会長：清水さん、さっきおっしゃったけど何かあれば。

清水委員：今、伴さんおっしゃったとおりで、あくまでこれは国民健康保険ですので、開発が進んでも社保の方に全部行ってしまうのかな。そうすればやはり高齢者、年金生活者、それから自営業者というのが対象になってきますので、相当大きな数の変化というのはいないんじゃないかと思います。

会長：すみません。井上委員、何でもいいですから。

井上委員：9ページにですね、平成29年度、医療分、支援分、介護分と色々ありますね。これは28年度に定めた目標数字ですかね。

会長：現行でしょ。

井上委員：現行ですね。それからするとB案はかなりアップになっているんですね、比較すると。

事務局：上がっているか、下がっているかという話になれば、上がっています。

井上委員：やはり、言われたように一回下げると、なかなか上げるのは極端に上げなければいけないわけですよ。給料もなんでもそうですけど、徐々に金も上がっていく仕組みですからこの世はですね。そういうことで、極端にまた下げる上げるというのはしないほうがいいんじゃないかなと、個人的に思いますね。

木村委員：私も皆様と同じような意見なんですけども、確かに60歳単身、B案はすべて上がってらっしゃるので申し訳ないなという思がたくさんありながら、自分もこの中に入るだろなという思いもあるのでですね、考えの中で。やはり毎年の中で大きな増減があるとかかなり負担になるのかなという思いがありますので、妥当な案としまして、必要額を見たときに逆算しての算出方法でB案が妥当なのかなという感じで私は進めさせていただいておるので、下がるとうれしいですけど上がったときの反発の方が、かなりまた逆に大きくなるのかなという思いがあるので、改定されるときなのでですね、今回はB案の方が一番大きな、ま、クレームもきましようけれども、改定の時期に合わせてあるとみれば、B案がよいのかなと思います。

中村委員：あの、色々こういう議論を、ここでB案と決めないといけないのか、両論併記とか、それを出して議会でもんでもらうというわけにはいかないのですか。ここで決定しているよりも、もっとそれこそ議会でこういう問題をもんでもらった方が、あのよく両論併記とかありますよね。3案併記とかそういう形で諮問したらいけないんですか。

八尋委員：議会はたぶん、国保の運営協議会はこのB案で答申が出されました。じゃ議会の議員さんたちもこれでよろしいでしょうかというふうな格好やから、私たちがB案で決めたいけん、議会がB案でいくかどうかはまったくあれですけど、重きを置かれるのは間違いありませんね。運営協議会がB案と言っているのなら間違いなからうということで、手を上げる人はおられるかもしれない。

中村委員：だから、そこを両論併記とかの答申の仕方はないのか。

林委員：感じ的にはやっぱり、多少ずつ上がっていくのも世間の傾向。何事も上がるのである程度仕方がないかなと感じるけど、一旦上げて、下がって、バンと上げるというのはすごく抵抗があるような感じがするので、ちょっとずつ上がって行って、マイナスを減らしてく方向を見据えたほうがいいんじゃないかなという気がします。だから言われているB案みたいな感じの。

会長：今の委員さん方の意見をあらかたまとめると、運営上ですね、徐々に上げていく形がいいのではないかというお話がございますが、中村先生がおっしゃったように、ここで決めてしまわないで、両論、あるいはそういう答申の仕方があるんじゃないかという、そしてそれを議会に持っていくということでしょうかね。答申の仕方を、併記して。

中村委員：両論といえばどちらでも、それは決定するのは議会で決めればと言うことで。何れも案で。

会長：答申を求められているので。事務局の方から答えていただきましょうか。

事務局：運営協議会としての位置づけというのはですね、議会の議員さんはいろいろ存知られて、議員さんとしてやってあるけれど、国保のことに特化したことばかりをやってあるわけではないので、その代わりに運営協議会というのを設定して、ある程度専門的知識をお持ちの方、公益の方とか、一般の町民の方、あと医療関係の方等、バランスよく人選して、その中で議員さんよりももうちょっと専門的、専門的といいますか、国保に対して知識のある方で協議していただく。そこで出た結論は、原則的には議会の方でも協議会の運営委員さんが決めてあることなので、議会でも基本的には尊重しましょう、ということが前提で議会の方に上程されるんですね。ですから専門的に、より具体的に決めるのは、議会より運営協議会での数字という形になっています。それを運営協議会が出した数字をですね、町民代表の議員さんにもう一度諮って、それが賛成していただけるか、可決されるか否決かという話になっていくので、まず、一定の数字は協議会の方で出していただきたいと思っています。

会長：ということはですね、そのA案、B案、C案で決めないで、別の形でもう一つD案もあってもいいんじゃないかということにもなる可能性がありますね。でもそういうのは今難しいですよ、D案というのはないんですよ。

八尋委員：Eとか、3案しかしていない。

事務局：Dというのはどの辺に則した、あのBとCの間とか、Cよりもっと高くとか、

そういうどの辺のところの数字があった方がよいというご意見ですか。

八尋委員：自分が言ってるのは分かってるから言わなくていいよね。シミュレーションしたとおり。

会長：そしたらA案に近い。

八尋委員：どれが出るか分からない。尻が決まっとして、後、被保険者数と世帯数を見込んで、所得を見込めば、おのずとあと応能、応益を何対何、均等、平等を何対何、県が示す数字をパソコンで、コンピューターでシミュレーションすれば出てくる数字ではないかと思ってますんで、ひとつ付け加えると、皆さんがなるべく安定した税率でいてもらいたいといっているけど、こればっかしはインフルエンザが流行るかもしれんし、流行病が出るかもしれんから、あくまで県が今ここに、111千万ですかね、これは毎年変わるわけですね、毎年変わるか毎年税率も変えられないかんわけですね、上がったたり下がったりするのはしかたないですね。同じような金額をしようと思うなら、皆さんがかかる病院が同じ病院で、同じ病院の金額になればいいかも知れんけど、病院にかかるあれが変われば医療費が当然変わるわけやから、言われていること自体がそこにちょっと矛盾は、安定的にしてもらいたいと私も思うけど、それは医療費のことやから、それに合わせて県が決めるので、粕屋町さん11億、来年は15億という可能性はあるわけやから、そしたら税率どうせまた上げられないかん。

会長：県の仮算定は今言われる、八尋委員が言われるコンピューターで入れ込んでした方がかなり差があるんですかね。

八尋委員：また多分違うでしょう。所得が違うし、被保険者数も4月1日の時点。うちが絶対数、絶対のデータは持ってるわけですよ、国保の今のこの事務局が。

会長：だから、粕屋町の4月と11月では全然違う結果になるということですよね。そしたら来年も全然違う結果になる。

八尋委員：毎年、保険税率は変えていくわけですよ、変えらざるを得んとですよ。県がいくら払えという額が変わってくるから。ただその時に県が言うように何対何にして、何対何にしてという、基本路線さえ守っておけば、彼たちが窓口で何と言われてもこれは一応県の方がこれだけ納めなさいといわれて、こういう税率でなってますんでと説明しやすいように、おごられにくいように僕は言っている。皆さんがB案と言われれば、私もそれで結構ですけど。

清水委員：収納率も決まってる。県は6：4と言ってるんですかね。均等割の割合もば

っと打ち込んでほしいどのくらいになるかできないんですか、逆算したら。

八尋委員：俺、しよったけどね。コンピューターにシミュレーションであるやない。それか国保連合会に市町村支援シミュレーションあろうが。

清水委員：計算してみたらどうなるのか。

会長：4月と11月の差だけでしょ。

事務局：福岡県のとおりにすると、応益割が結構高いですよ。16ページの試算の結果の割合が10ページに書いてあるんですよ。A案、B案、C案それぞれの割合が。割合はここで出てるんですよ。これを見ると応益がどうしてもちょっと県の方が高くなってんですけど、応益が高いとどうしても世帯の人数が多いところとか、そういうところが負担が大きくなるので、そこにはちょっとやさしくしたい。あと所得割の方、応能の方は所得が高い人だから。

会長：まあいいかなと。

事務局：はい。元々所得がない人からはどうしたって課税でボンとかけられないので、所得が粕屋町は高いので応能割の割合ちょっと高くした方が、弱者を守るという、そういうふうなところを見て、決めています。

八尋委員：応益はほしい55、45になってるね。

事務局：その基本的には県の仮算定の結果を基に動かしているのです。

八尋委員：B案がほしいなってるね。

事務局：県の割合と全然変わっているとかではない。粕屋町独自の割合になっているとか、そういうことではない。

八尋委員：均等、平等も6：4になってる。

会長：そしたら今おっしゃった、パソコンに入れても同じような。

事務局：これが結果で、割合が出ているのです。

会長：それではほしい今、あらかた皆さんの意見を聞きました。それぞれの立場でお

っしゃいましたが、そろそろ採決。中村先生がですね、ちょっとここで決めないで、両論あるようなやり方での答申もいいのではないかというようなお話もなさいましたが、ここの運営協議会としてはやっぱり、他にもそうした考えの方がいらっしゃるんですけど、一つの結果を出したほうがいいかなと。ここで採決をしてみて、その結果でまた考えてもいいのかなと思いますが、どうでしょうか、よろしいですかね。皆さんに質問してすぐ採決をするというのはなかなか難しいかもしれませんが、またこれによって議会でもうひとみするので、じゃあ採決をさせていただいてよろしいでしょうか。

会長：では、意見も出ましたし、だいたいお気持ちも固まっておられるのではないかと思います。それで町が提示しているこのA・B・Cの中で、B案でどうでしょうかという町の提案に対して、私どもはそれに対して賛成か反対かということで採決を取らせていただこうかなと思いますが、その採決の仕方よろしいですか。よろしいでしょうか。A案がいい人、B案がいい人、C案がいい人というふうにしますか。

井上：もうB案でいいでしょ。

会長：B案でいいですね。それではB案に対して賛成の方と反対の方の採決をいたします。B案に対して賛成の方は手を挙げていただきますでしょうか。

会長：全員ですね。

井上委員：これは町で算定してありますからね、質問することだけで十分いいんじゃないかなと思いますね。数字的なあれは分かりませんから。

会長：八尋委員さんがおっしゃるように、いろんな立場で、いろんな意見を出して町の事務局の方もさらに深いところを考えて、言葉が変わることもあると思うので。B案で決定させていただきます。

議案第2号 粕屋町国民健康保険被保険者の死亡にかかる葬祭費の見直しについて、事務局の説明を求めます。

10 議事（説明員：持丸総合窓口課国保年金係長）

議案書の9ページをお願いいたします。議案第2号 粕屋町国民健康保険被保険者の死亡にかかる葬祭費の見直しについてというところで、平成30年度からの国保の新制度においては、県と市町村が一体となって保険者としての事務を共通認識の下で行う必要があります。このことを踏まえて、平成29年11月14日に策定された、福岡県国

民健康保険運営方針の中で、市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項という項目の中で、県内での事務の標準化を図るという旨の答申が出されております。その中の事務の標準化の一つとして、葬祭費の支給額については、多くの市町村が支給し、福岡県後期高齢者医療広域連合で県内同一額としている3万円とする。支給額については、今後、後期高齢者医療広域連合の支給額と同一の額となるように連動させる、という内容があります。今後県では、県知事の決裁を受けて、その運営方針に沿った国保制度改正案全般を、3月議会に上程する予定となっておりますが、現在、粕屋町の国保においては、葬祭費は4万円の支給額となっております。75歳で年齢到達された方で後期高齢者医療に移行した方は、3万円の支給額となっております。この運営方針に従いまして、粕屋町国民健康保険被保険者の死亡にかかる葬祭費の支給について、平成30年4月1日より、現行4万円の支給額を3万円に減額して、県内統一額とする見直しを検討しております。

改正までのスケジュールとしましては、12月議会の厚生常任委員会にてこの内容の説明を行っております。その後、30年3月議会に条例の改正議案を上程する予定で、4月1日の公布というふうになります。

次のページに条例案、11ページに新旧対照表を載せております。そして12ページに載せておりますのが、県の運営方針を抜粋したものとなっております。その中で、事務の標準化の方針及び実施時期というところで、12ページの下の方の〇のところなんですが、事務の標準化等については、検討対象となる基準や様式等が非常に多岐にわたるため、平成30年度施行に向けて、以下のとおり、住民サービスの向上・均一化、行政コストの縮減、保険者機能の強化、新たな事務への対応の観点から重要なものについて、方針及び実施時期を規定するというところで、(1)から(20)までの項目が挙げられております。

葬祭費については、13ページの(7)のところに書いてありまして、金額を県内同一で、後期高齢者医療広域連合で決定している3万円に統一するということと、あと葬祭費の申請の際の添付書類として、埋火葬許可証や会葬御礼、領収書等のいずれかの添付を求めるということで、こういう統一の方針で行うという予定に、答申でなっております。最後、14ページの下にですね、参考として福岡県後期高齢者医療広域連合の条例を抜粋して載せております。説明の方は以上になります。

質問・意見等

会長：今の説明に関して何か質問のある方はありますか。

八尋委員：質問ではないんですが、後期高齢者のこの3万円と決める時はですね、福岡県全下の、ここだったら北筑前、北筑昇華苑、火葬場。福岡県内の火葬料を全部調べたんですね。そしたらここは補助があつて確か補助22,000円の全体で44,000円。そういう金額を基に後期高齢者は3万円、せめて火葬料は下らないようにということで3万円にしたような気がしますんで、それから言うと根拠的には国保から後期高齢者医療にな

って4万が3万に下がるよりは、こういう書き方で連動させていたほうがいいかなと思いますので、これは補足。それと14ページの11番に、これは皆さんに知ってもらうために言っていますが、被保険者証の更新時期の統一ってありますね。これ結局、平成31年8月からは従来は4月、3月に保険証の更新時期があったのが、後期高齢と合わせて8月になるということ。

事務局：県内で4月更新のところと8月更新のところと、今までバラバラであったものが8月に統一されるんですけど、粕屋町は元々8月更新になっておりますので、今とにも変わりません。8月に切り替わりになっておりますので、今の事務となにも変えなくていいんです。

会長：それでは、粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、第6条第1項、4万円を、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に改めるということで新旧対照表が出ていますが、これで、このことで採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですね。ありがとうございます。

会長：それでは議案第1号と2号は全員賛成で決まりました。

皆さんの熱いいろんな質問等、意見なども聞いた上で、こういう結論になったということは心からうれしく思います。

会長：他に何か、全般的なことで質問とかご意見がありましたら。もしなければこれで終わりにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

会長：はい、ありがとうございました。

会長：大事なことを言い忘れていた。

先ほどB案に決まったわけですが、答申書の作成については、私と副会長の木村委員に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

全員：はい。よろしく申し上げます。